

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 26 日

別記団体 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

放射性医薬品を投与された患者の退出について

放射性医薬品を投与された患者の取扱いについて、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに、関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

(別記)

一般社団法人	日本病院会
公益社団法人	全日本病院協会
一般社団法人	日本医療法人協会
公益社団法人	日本精神科病院協会
公益社団法人	全国自治体病院協議会
社会福祉法人	恩賜財団済生会
公益社団法人	日本歯科医師会
公益社団法人	日本看護協会
公益社団法人	日本助産師会
一般社団法人	日本精神科看護協会
公益社団法人	日本薬剤師会
公益社団法人	日本診療放射線技師会
日本赤十字社	
国家公務員共済組合連合会	
全国厚生農業協同組合連合会	
社会福祉法人	北海道社会事業協会
独立行政法人	国立病院機構
独立行政法人	労働者健康安全機構
独立行政法人	地域医療機能推進機構
国立研究開発法人	国立高度専門医療研究センター
国立健康危機管理研究機構	